

口座振替割引契約

(選択約款)

平成21年4月1日 実施

九州電力株式会社

口座振替割引契約 目 次

1	目 的	1
2	選択約款の届出および変更	1
3	適用範囲	1
4	契約の成立	1
5	料 金	2
6	口座振替割引契約の廃止	2
7	そ の 他	3
	附 則	4

1 目 的

この選択約款は、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）による料金の支払いを促進することによって、営業費の削減を図り、当社の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成21年3月3日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

供給約款の従量電灯、低圧電力または選択約款の時間帯別電灯、季特別電灯、高負荷率型電灯、低圧季特別電力、深夜電力もしくは第2深夜電力として電気の供給を受け、料金を毎月継続して口座振替により支払われる従量制供給のお客さまで、かつ、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

ただし、毎月継続して口座振替の結果等を郵送によりお知らせする場合または複数の需給契約の料金を一括して振り替える場合は適用いたしません。

4 契 約 の 成 立

口座振替割引契約は、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを

完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

5 料 金

- (1) 各月の料金は、当社が1回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には、従量電灯、低圧電力、時間帯別電灯、季時別電灯、高負荷率型電灯、低圧季時別電力、深夜電力または第2深夜電力によって算定された早収料金の場合の金額から次の口座振替割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。

1 契 約 に つ き	5 2 円 5 0 銭
-------------	-------------

- (2) 直前の検針日から需給契約が消滅する日の前日までの期間の料金は、(1)の口座振替割引額を適用いたしません。

6 口座振替割引契約の廃止

- (1) お客さまが口座振替割引契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) 口座振替割引契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
- イ お客さまが、従量電灯、低圧電力、時間帯別電灯、季時別電灯、高負荷率型電灯、低圧季時別電力、深夜電力または第2深夜電力による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。
- ロ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。

7 そ の 他

その他の事項については、供給約款または選択約款の時間帯別電灯、季時別電灯、高負荷率型電灯、低圧季時別電力、深夜電力もしくは第2深夜電力に定めるところによるものといたします。

附

則

(実施期日)

この選択約款は、平成21年4月1日から実施いたします。